



広運整第202号
平成26年8月11日

公益社団法人 広島県バス協会会長 殿

中国運輸局広島運輸支局長



「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、中国運輸局長から別添のとおり通知があったので、了知されるとともに、貴会会員に周知方お願いします。





中国技技第317号
平成26年8月4日

広島運輸支局長殿

中国運輸局長



「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、自動車局長から別添のとおり通知があったので了知されるとともに、関係者に対し周知徹底を図られたい。



国自技第 32 号
平成 26 年 6 月 10 日

中国運輸局長 殿

自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について
（依命通達）

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示」（平成 26 年国土交通省告示第 676 号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について」（平成 15 年 10 月 1 日国自技第 151 号、国自環第 134 号）を別添のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について

平成 26 年 5 月
技 術 政 策 課

1. 改正概要

下表の保安基準・細目告示の改正項目について、適用関係を整理・制定する。

保安基準・細目告示の改正項目	適用関係整理告示の改正箇所	対象
窓ガラス (保安基準第 29 条、細目告示第 39 条、第 117 条及び第 195 条関係)	・協定規則第 43 号の窓ガラスの規定に適合しなければならぬ自動車の適用を整理 (第 26 条第 4 項)	・自動車（最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。） 新型車：平成 29 年 7 月 1 日 継続生産車：平成 31 年 7 月 1 日
かじ取装置（細目告示第 13 条、第 91 条及び第 169 条関係）	・協定規則第 79 号のかじ取装置の要件に適合しなければならぬ自動車の適用を整理 (第 7 条第 7 項及び第 8 項)	<ul style="list-style-type: none"> ・専ら乗用の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの ・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 5t 以下のもの ・貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 12t 以下のもの 新型車：平成 28 年 7 月 1 日 継続生産車：平成 30 年 7 月 1 日 ・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 5t を超えるもの ・貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 12t を超えるもの ・被牽引自動車

		新型車：平成 29 年 7 月 1 日 継続生産車：平成 31 年 7 月 1 日
--	--	----------------------------------------------

上表の他、協定規則の改訂等に伴い、関連する装置に係る適用関係の整理等を行う。

2. スケジュール

公布：平成 26 年 6 月 10 日

施行：公布の日

<p>公布：平成 26 年 6 月 10 日 施行：公布の日</p>		
----------------------------------------	--	--

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達） 新旧対照表

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成15年国自技第151号、国自環第134号）
 （傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
記	記
<p>1. ～33. (略)</p> <p>34. 適用関係告示第14条第11項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) 平成28年7月14日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年7月15日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。）</p> <p>(2) <u>平成28年7月14日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車（平成28年7月15日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。）</u></p> <p>(3) <u>平成28年7月15日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年7月14日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。）</u></p> <p>(4) <u>平成28年7月15日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車（平成28年7月14日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。）</u></p> <p>35. 適用関係告示第9条第24項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) 平成26年11月1日（立席を有するものにあつては平成28年2月1日）以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成26年10月31日（立席を有するものにあつては平成28年1月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）</p> <p>(2) 平成26年11月1日（立席を有するものにあつては平成28年2月1</p>	<p>1. ～33. (略)</p> <p>34. 適用関係告示第14条第11項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) 平成28年7月14日以前に新型届出による取扱い又は輸入自動車特別取扱いを受けた自動車（平成28年7月15日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。） （新設）</p> <p>(2) <u>平成28年7月15日以降に新たに新型届出による取扱い又は輸入自動車特別取扱いによる取扱いを受けた自動車（平成28年7月14日以前に新型届出による取扱い又は輸入自動車特別取扱いを受けた自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。）</u> （新設）</p> <p>35. 適用関係告示第9条第24項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) 平成26年11月1日（立席を有するものにあつては平成28年2月1日）以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成26年10月31日（立席を有するものにあつては平成28年1月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）</p> <p>(2) 平成26年11月1日（立席を有するものにあつては平成28年2月1</p>

日)以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成26年10月31日(立席を有するものにあつては平成28年1月31日)以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

36. 適用関係告示第9条第25項及び第29項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成28年2月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成28年1月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

(2) 平成28年2月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成28年1月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

37. 適用関係告示第9条第26項及び第28項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成27年9月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成27年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

(2) 平成27年9月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成27年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

38. 適用関係告示第9条第27項及び31項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成26年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成26年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装

日)以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成26年10月31日(立席を有するものにあつては平成28年1月31日)以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三号)に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

36. 適用関係告示第9条第25項及び第29項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成28年2月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成28年1月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三号)に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

(2) 平成28年2月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成28年1月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三号)に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

37. 適用関係告示第9条第26項及び第28項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成27年9月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成27年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三号)に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

(2) 平成27年9月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成27年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三号)に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

38. 適用関係告示第9条第27項及び31項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成26年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成26年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装

置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

- (2) 平成26年11月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成26年10月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

39. 適用関係告示第9条第30項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成27年9月1日(軽自動車にあつては平成28年2月1日)以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成27年8月31日(軽自動車にあつては平成28年1月31日)以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

- (2) 平成27年9月1日(軽自動車にあつては平成28年2月1日)以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成27年8月31日(軽自動車にあつては平成28年1月31日)以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

40.、41. (略)

42. 適用関係告示第10条第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成27年9月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成27年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

- (2) 平成27年9月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成27年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三号)に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

- (2) 平成26年11月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成26年10月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三号)に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

39. 適用関係告示第9条第30項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成27年9月1日(軽自動車にあつては平成28年2月1日)以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成27年8月31日(軽自動車にあつては平成28年1月31日)以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三号)に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

- (2) 平成27年9月1日(軽自動車にあつては平成28年2月1日)以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成27年8月31日(軽自動車にあつては平成28年1月31日)以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三号)に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

40.、41. (略)

42. 適用関係告示第10条第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成27年9月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成27年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三号)に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

- (2) 平成27年9月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成27年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三号)に定める基準以外

43. 適用関係告示第42条第15項第1号及び第47条の2第2項第1号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成26年11月1日（立席を有するものにあつては平成28年2月1日）以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成26年10月31日（立席を有するものにあつては平成28年1月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

(2) 平成26年11月1日（立席を有するものにあつては平成28年2月1日）以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成26年10月31日（立席を有するものにあつては平成28年1月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

44. 適用関係告示第42条第15項第2号及び第6号並びに第47条の2第2項第2号及び第6号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成28年2月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年1月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

(2) 平成28年2月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成28年1月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

45. 適用関係告示第42条第15項第3号及び第5号並びに第47条の2第2項第3号及び第5号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成27年9月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成27年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装

に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

43. 適用関係告示第42条第15項第1号及び第47条の2第2項第1号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成26年11月1日（立席を有するものにあつては平成28年2月1日）以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成26年10月31日（立席を有するものにあつては平成28年1月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

(2) 平成26年11月1日（立席を有するものにあつては平成28年2月1日）以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成26年10月31日（立席を有するものにあつては平成28年1月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

44. 適用関係告示第42条第15項第2号及び第6号並びに第47条の2第2項第2号及び第6号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成28年2月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年1月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

(2) 平成28年2月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成28年1月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

45. 適用関係告示第42条第15項第3号及び第5号並びに第47条の2第2項第3号及び第5号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成27年9月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成27年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装

置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

- (2) 平成27年9月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成27年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

46. 適用関係告示第42条第15項第4号及び第8号並びに第47条の2第2項第4号及び第8号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成26年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成26年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

- (2) 平成26年11月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成26年10月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

47. 適用関係告示第42条第15項第7号及び第47条の2第2項第7号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成27年9月1日（軽自動車にあっては平成28年2月1日）以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成27年8月31日（軽自動車にあっては平成28年1月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

- (2) 平成27年9月1日（軽自動車にあっては平成28年2月1日）以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成27年8月31日（軽自動車にあっては平成28年1月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない

置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

- (2) 平成27年9月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成27年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

46. 適用関係告示第42条第15項第4号及び第8号並びに第47条の2第2項第4号及び第8号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成26年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成26年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

- (2) 平成26年11月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成26年10月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

47. 適用関係告示第42条第15項第7号及び第47条の2第2項第7号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成27年9月1日（軽自動車にあっては平成28年2月1日）以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成27年8月31日（軽自動車にあっては平成28年1月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

- (2) 平成27年9月1日（軽自動車にあっては平成28年2月1日）以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成27年8月31日（軽自動車にあっては平成28年1月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）

ものを除く。)

48. ～49. (略)

50. 適用関係告示第30条第7項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(5) (略)

(6) 平成24年7月25日以前に法第75条の2の規定により同条第1項の指定に相当する認定その他の証明を受けた前部霧灯を備えた自動車であって、平成24年7月26日以降にその性能について変更がないもの。

51. ～52. (略)

53. 適用関係告示第18条の2の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成28年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成28年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

(2) 平成28年11月1日以降に輸入自動車特別取扱いによる取扱いを受けた自動車(平成28年10月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

54. ～56. (略)

57. 適用関係告示第13条第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成29年2月13日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成29年2月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

(2) 平成29年2月13日以降に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車(平成29年2月12日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車から、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

58. 適用関係告示第14条第12項の「国土交通大臣が定める自動車」は、

に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

48. ～52. (略)

50. 適用関係告示第30条第7項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(5) (略)

(新設)

53. 適用関係告示第18条の2の「国土交通大臣が定める自動車」は、平成28年11月1日以降に新型届出による取扱い又は輸入自動車特別取扱いによる取扱いを受けた自動車(平成28年10月31日以前に新型届出による取扱い又は輸入自動車特別取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)とする。

54. ～56. (略)

57. 適用関係告示第13条第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、平成29年2月13日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱いを受けた自動車(平成29年2月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱いを受けた自動車から、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)とする。

58. 適用関係告示第14条第15項の「国土交通大臣が定める自動車」は、

平成27年8月13日以降に製作された自動車であって次に掲げるものとする。

(1) 平成27年8月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの

(2) 平成27年8月12日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの

(3) 平成27年8月13日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成27年8月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

(4) 平成27年8月13日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成27年8月12日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

59. 適用関係告示第14条第13項の「国土交通大臣が定める自動車」は、平成27年8月13日以降に製作された自動車であって次に掲げるものとする。

(1) 平成27年8月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの

(2) 平成27年8月12日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの

(3) 平成27年8月13日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成27年8月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

(4) 平成27年8月13日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成27年8月12日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

60.、61. (略)

62. 適用関係告示第7条第7項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成29年7月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車

(2) 平成29年7月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

平成27年8月13日以降に製作された自動車であって次に掲げるものとする。

(1) 平成27年8月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの
(新設)

(2) 平成27年8月13日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成27年8月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
(新設)

59. 適用関係告示第14条第16項の「国土交通大臣が定める自動車」は、平成27年8月13日以降に製作された自動車であって次に掲げるものとする。

(1) 平成27年8月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの
(新設)

(2) 平成27年8月13日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成27年8月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
(新設)

60.、61. (略)

(新規)

- | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <p>63. <u>適用関係告示第7条第8項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</u>
 <u>(1) 平成28年7月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車</u>
 <u>(2) 平成28年7月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車</u></p> | (新規) |
| <p>64. <u>適用関係告示第20条第14項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</u>
 <u>(1) 平成27年6月10日以降に製作された自動車（座席ベルトに係る性能が平成27年6月9日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と同一であるものに限る。）</u>
 <u>(2) 平成27年6月10日以降に製作された自動車（座席ベルトに係る性能が平成27年6月9日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と同一であるものに限る。）</u></p> | (新規) |
| <p>65. <u>適用関係告示第26条第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</u>
 <u>(1) 平成29年7月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成29年6月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）</u>
 <u>(2) 平成29年7月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成29年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）</u></p> | (新規) |

附 則
本改正規定は、平成26年6月10日より施行する。